

新鮮市場きむら観音寺店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年12月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成20年8月15日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
新鮮市場きむら観音寺店 観音寺市柞田町字三つ塚2401番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行うこと。
 - (2) 周辺住民から苦情や要望等があった場合は、店舗設置者として、その解決に向けて最善の努力をすること。また、騒音・照明等による環境対策に関しても特に配慮すること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
観音寺商工会議所
 - (2) 意見の概要
 - ・防犯対策として、店舗内・敷地内において保安員等による巡回を行うとともに、夜間等の安全指導に努めること。
 - ・地域社会への貢献として、自治体や経済団体等が進める街づくりやイベント等への協力を努めること。
 - ・ゴミの減量や環境対策として分別処理によるリサイクル回収等に主体的に取り組むこと。
 - ・防災計画による近隣地域への協力を努めること。
 - ・青少年の非行防止対策として、営業時間外や夜間営業時における非行防止対策の実施に努めること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年12月24日（水曜日）から平成21年1月26日（月曜日）まで